別紙様式第七

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

社 債 の 取 得 に 関 す る 届 出 書

年　　月　　日

(宛先)

財務大臣及び事業所管大臣　殿

うち、事前届出業種を所管する大臣

□内閣総理大臣(警察庁)

□内閣総理大臣(金融庁)

□総　務　大臣

□厚生労働大臣

□農林水産大臣

□経済産業大臣

□国土交通大臣　　殿

(日本銀行経由)

<table>
<tr><td rowspan="8">届出者</td><td colspan="2">氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">国籍又は設立国</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr></tr>
<tr><td colspan="2">職業又は営んでいる事業の内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ウェブページのリンク</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">届出者となる法的根拠
(該当分に○)</td><td colspan="3">イ　非居住者個人　　ロ　外国法人等　　ハ　イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社　　ニ　特定組合等
ホ　イが役員の過半数を占める本邦法人等　　ヘ　イ～ホのために取得するもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事務上の連絡先
(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

下記のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="5">1 発行会社</td><td>(1)　名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>(2)　主たる事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>(3)　定款上の事業目的</td><td></td></tr>
<tr><td>(4)　事前届出業種に該当する理由</td><td></td></tr>
<tr><td>(5)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項</td><td></td></tr>
</table>

2 取得しようとする社債	銘柄 (発行日、記号等)	額面総額	取得価額	利率	償還日及び元利の支払方法	同一銘柄の発行総額

3 取得の時期		
4 支払の時期		
5 取得目的等	(1) 取得目的	
	(2) 取得に伴う経営関与の方法	
	(3) 取得後の事業計画	
	(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い	

6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	国有企業等との関係	
	届出者との関係	
7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	届出者との関係	
8 その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

(記入要領)

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社(以下この記入要領において「連結子会社等」という。)が営む事前届出業種(対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。)に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記(正式な日本語表記がない場合はふりがな)と英語表記(正式な英語表記がない場合は省略)を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「6　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「7　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「8　その他の事項」欄に記入すること。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「1　発行会社」欄中「(4)　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9　「1　発行会社」欄中「(5)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1　発行会社」欄中「(1)　名称」欄から「(4)　事前届出業種に該当する理由」欄(「(3)　定款上の事業目的」欄を除く。)に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　取得しようとする社債が転換社債及び新株引受権付社債の場合は、「2　取得しようとする社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならつて記入すること。

(例：償還日は〇年〇月〇日、元利金は本邦において円価で支払う。)

11　「3　取得の時期」欄について、本届出書受理日において、取得の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における取得の予定日を併記すること(未定であれば、その旨明記すること)。

12　「4　支払の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること(未定であれば、その旨明記すること)。

13　「5　取得目的等」欄中「(1)　取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得目的(目的が複数ある場合はその全て)を記入すること。「(2)　取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会におけ

る株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「(3)　取得後の事業計画」欄には、取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4)　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

14　「6　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等(租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。)を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等(外国為替及び外国貿易法(以下この記入要領において「法」という。)第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。)である場合は、その業務執行組合員(同号に規定する業務執行組合員をいう。)の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド(特定組合等を除く。)であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「6　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等(対内直接投資等に関する政令第3条の2第1項第3号から第5号までに掲げるものをいう。)との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「6　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「7　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「7　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により社債(対内直接投資等に関する政令第2条第16項第1号に規定する社債をいう。)を取得しようとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの(届出者を対内直接投資等に関する政令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。)をいう。)が当該社債を所有しているとき又は当該社債の発行会社に対して金銭の貸付け(法第26条第2項第7号に規定する金銭の貸付けをいう。)を行つているときに記入すること。

18　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「8　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄(外国為替及び外国貿易法第17条(第17条の3又は第17条の4第1項において準用する場合を含む。)に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。)

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行つた年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

(日本産業規格A4)